

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 30 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 殿

提出者

住 所 宇都宮市築瀬町2500-15  
氏 名 株式会社 増渕組  
代表取締役社長 増渕勝明  
電話番号 028-633-7373

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

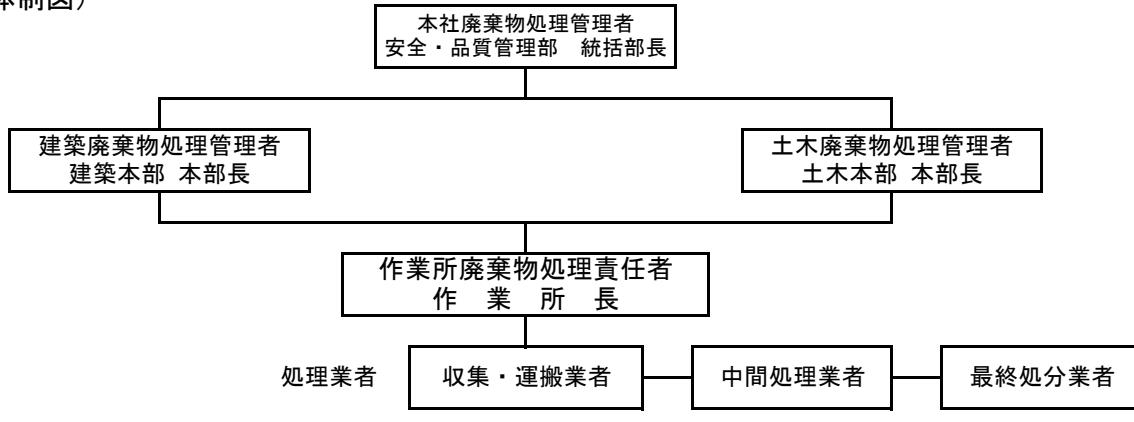
事業場の名称	株式会社 増渕組
事業場の所在地	宇都宮市築瀬町2500-15
計画の期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	資本金 7 0 0 0 万円 完工高 8 0 億円／年
③ 従業員数	104名
④ 産業廃棄物の処理の一連の工程	<pre>graph TD; A[増渕組 工事現場] --&gt; B[収集運搬業者との委託契約]; A --&gt; C[処分業者との委託契約]; B --&gt; D[収集運搬]; D --&gt; E[中間処理]; E --&gt; F[最終処分]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	17,472.3 t	
(これまでに実施した取組)			
<p>前々年度は例年並みの工事量であったが、昨年度は大規模建物解体工事および道路改修工事が多かったため排出量は比較して増大した。建設業は単品生産業種であることから、工事の受注量や工種によって産業廃棄物の排出量は毎年大きく変化するため、特に単位重量が大きい解体工事のコンクリートガラやAsコンガラの排出量が総量に大きく関係するため廃棄物排出計画を立てるは困難である。したがって、画一的な抑制策ではなく、建設現場ごとの工事内容に応じた抑制策が重要となる。産業廃棄物を抑制するには現場内で処理して再利用するなどが必要ではあるが、作業場所がお客様の敷地内などの制約が大きく、抑制することが非常に困難な状況である。</p> <p>したがって、排出を抑制するのではなく、排出したものを受け取る業者を選定して契約できるよう分別を行ったり、リサイクル化できる中間処理業者を選定して契約するなどで対応している。特に不法投棄等のリスクを除去するために、優良認定業者を優先的に使用するよう指導している。</p>			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
② 計画	排出量	16,600 t	
	(今後実施する予定の取組)		
<p>今年度には例年並みの工事量と予測する為、前年度の実績から排出量を同程度としている。ただし請負の増減に伴い廃棄物の総量が左右されるため、解体作業を主とする作業所を除き、委託先は優良認定業者を主とし、使用の確実性をさらに強力監視する。また、これと同時にコストパフォーマンスをさらに向上させるため、現場での分別をさらに推進して、混合廃棄物の減量化を狙う。</p>			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	当社の作業現場では複数のコンテナを設置して分別を行っているが、小規模な現場ほど作業敷地が狭く、複数のコンテナが設置できないため、混載での廃棄物が多くなる傾向にある。しかしながら優良の処理業者は分別を進めているため最終的には品目単位での処理が多くなっている。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	作業敷地の狭い作業現場には、コンテナの小型化や分別カゴなどを採用して分別化を推進し、混合廃棄物の減量化による埋立地への最終処分の減量化を図る。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全ての産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全ての産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全ての産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全ての産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全ての産業廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全ての産業廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	17,472.3 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	559 t	
	再生利用業者への処理委託量	16,867 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
	<p>当該年度においては規模の大きな解体工事が多かったため廃棄物排出量は著しく増大したが、再利用可能なコンクリートがらが多くを占めるため再生利用業者への委託も多かった。他には道路改良工事の増加によるアスファルトがらが多く、コンクリートがらと同様に再生利用も増えた。また、作業所からは混合廃棄物として排出されたものが中間処理業者で適切に分別され、各品目ごとの最終処分場に送られることで再生の機会が増えている。しかし、発注段階で廃棄物の処分費が設計に計上されても、リサイクル化のための分別に関する労務費などの計上は行われておらず、処理業者による分別が進んでいる分だけ処理費用が増大しており、請負会社の負担が増えている事は事実である。</p>		
	【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	16,600 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	541 t	
	再生利用業者への処理委託量	14,500 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	<p>解体工事を多く請け負った場合にはリサイクル化が進むと思われるが、一般の新築案件の場合リサイクル化のための技術革新が無い限り、なかなか数値を引き上げるのは難しい。また優良処理業者も品目によって左右されるため、コントロールできない一面もある。中小規模作業所ではこまめに分別を行い、それら分別ごみをリサイクル化可能な施設を持った処分業者へ委託する以外に、さらなる埋立て廃棄物の減量化は望めない。リサイクル化が100%にならないのは、技術的問題もあるが、リサイクル化には設計で計上されない予算が必要となることが障害となっている。今後、リサイクル化とコストパフォーマンスとのバランスをどう取って行くかを社内でも検討する。</p>		
	※ 事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。  
また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。  
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

計画書別添

令和5年度